

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>3. 本人確認書類の提出</p>	<p>平成 20 年 3 月 1 日に施行されました「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、当社におきましては、お客さまご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出していただいております。ご利用いただけるご本人確認書類は下記の通りです。</p> <p><u>※平成 27 年 12 月 26 日以降、口座開設時に個人（法人）番号を通知していただく必要があります。</u></p> <p>（個人のお客さまの場合）</p> <p>I 口座開設および住所変更の場合 ※いずれか 1 点をご提出ください。</p> <p>【日本国籍のお客さま】</p> <p>(1.～6. 省略)</p> <p><u>7. 個人番号カード（表面）</u></p> <p>【日本国籍以外のお客さま】</p> <p><u>8. 在留カード</u></p> <p><u>9. 特別永住者証明書</u></p> <p>【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1～4 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。 裏面に記載がある場合（カード式の国保を除く）は、表裏両面を必ずお送りください。 ●5、6 は作成・発行から 3 カ月以内のもの（コピー可）をご用意ください。 ●8、9 は在留期間内または現在有効なもの（コピー可）をご用意ください。 裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。 (以下、省略) <p>（法人のお客さまの場合）</p> <p>口座開設および住所変更、商号変更の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴事項全部証明書 2. 代表者の本人確認書類 3. 取引担当者の本人確認書類 <p><u>【ご注意】</u></p>	<p>平成 20 年 3 月 1 日に施行されました「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、当社におきましては、お客さまご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出していただいております。ご利用いただけるご本人確認書類は下記の通りです。</p> <p>（個人のお客さまの場合）</p> <p>I 口座開設および住所変更の場合 ※いずれか 1 点をご提出ください。</p> <p>【日本国籍のお客さま】</p> <p>(1.～6. 省略)</p> <p>【日本国籍以外のお客さま】</p> <p><u>7. 在留カード</u></p> <p><u>8. 特別永住者証明書</u></p> <p>【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1～4 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。 裏面に記載がある場合（カード式の国保を除く）は、表裏両面を必ずお送りください。 ●5、6 は作成・発行から 3 カ月以内のもの（コピー可）をご用意ください。 ●7、8 は在留期間内または現在有効なもの（コピー可）をご用意ください。 裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。 (以下、省略) <p>（法人のお客さまの場合）</p> <p>口座開設および住所変更、商号変更の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴事項全部証明書 <p><u>【ご注意】</u></p>

	<p>●1は発行から3カ月以内の原本（コピー不可）をご用意ください。 商号、住所変更のいかんにかかわらず、本人確認の際に必要となります。</p> <p>●2、3は個人のお客さまの場合と同様です。 商号、住所変更のみの場合は不要です。</p>	<p>●発行から3カ月以内の原本（コピー不可）をご用意ください。 ●商号、住所変更のいかんにかかわらず、本人確認の際に必要となります。</p> <p>2. 代表者の本人確認書類 3. 取引担当者の本人確認書類 ※代表者および取引担当者の本人確認書類は、個人のお客さまの場合と同様です。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>12. 注文の種類</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>Mobile Cymo（各注文の表に記載）</p> <p>※当社で提供している取引ツール「Mobile Cymo」は、2015年11月30日をもって提供を終了させていただきます。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>25. 値洗いとレバレッジ</p>	<p>※平成27年12月12日以降は、レバレッジ200倍コースへの新規・変更受付を停止いたします。なお、平成28年1月末（予定）までにレバレッジ100倍コースへの変更受付がなかったお客さまについては、当社にてレバレッジ200倍コースからレバレッジ100倍コースに変更いたします。</p>	<p>(記載なし)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>33. 現受・現渡注文について</p>	<p>※部分決済されたポジション（建玉）に対しては、現受・現渡注文を行うことができません。</p>	<p>(記載なし)</p>